

新生活スタート～忘れないで！国保の手続き～

就職・退職・引っ越しをするかたは、次の場合において国民健康保険の手続きが必要です。速やかに届出をしましょう。

就職したかた

職場の健康保険に加入したかたは、国保資格を喪失する手続きが必要です。

※就職日から国保の保険証を使用することはできません。

新しい保険証が出来るまでに医療機関などを受診する場合は、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使いましょう。

手続きに必要なもの

- 社会保険の保険証
- 国保の保険証(返却)

退職するかた

退職した次の日から次の職場に就職する



1 就職先の社会保険に加入する



社会保険を任意継続する



2 社会保険任意継続の手続きをする

※手続きについては、加入していた社会保険に確認してください



家族に社会保険のかたがいる



3 家族の加入している社会保険の被扶養者になる

※扶養になることでの保険料負担の変更はありません



4 国民健康保険に加入する

・・・加入に必要なもの：職場の健康保険をやめた証明書

引っ越しするかた

新しく町外に住み始める場合、転出の手続きが必要です。転出証明書の交付を受けた後、国保の手続きを行います。転出日から新しい住所の国保に加入します。

手続きに必要なもの

- 国保の保険証(返却)

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

予防接種はお済みですか？

風しん抗体検査・予防接種

妊娠中の女性が風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群にかかることがあります。パートナーと赤ちゃんを守るために、対象のかたは、抗体検査・予防接種(抗体がないと判明した場合)を受けましょう。

新型コロナワクチン接種

新型コロナワクチンの無料接種は令和6年3月31日で終了します。希望するかたは、早めの接種をご検討ください。

対象	昭和37年4月2日 ～昭和54年4月1日生まれの 男性
検査・期限	令和7年3月31日
費用	無料

問合せ 健康こども課(⑥番窓口) ☎62-1288